

生活福祉資金（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例貸付（災害特例）のご案内

この貸付は、令和6年能登半島地震により被災した世帯で、兵庫県内に避難してきた方について特例として貸付を行うものです。ただし、既に他の都道府県社会福祉協議会でこの特例資金を借りられている世帯は対象外です。

貸付条件

貸付金額 10万円以内 ※特別な場合は20万円以内

特別な場合とは、以下の場合は。

- 世帯員の中に亡くなった方がいるとき ■世帯員に要介護者がいるとき、
- 世帯員が4人以上の世帯 ■重傷者、妊産婦、小学生以下の子どもがいる世帯

利子 無利子

据置期間 12か月以内

償還期間 2年（24回払い）以内

連帯保証人 不要

交付方法 借受人の指定する金融機関の口座への送金とします

申込方法

- 災害特例貸付のため添付書類等の要件が緩和されている部分がありますので、詳しくは窓口にてご確認ください。
- 添付書類以外に、「誓約書兼申立書」の提出が必要となります。
- 顔写真入りの身分証明書（コピー）が提出できない場合は、顔写真の撮影に同意をいただく必要があります。

償還について

- 12か月の据置期間終了後に、償還が開始されます。
- 償還は原則として兵庫県社会福祉協議会が指定する金融機関からの口座振替となります。
- なお、据置期間終了前に兵庫県社会福祉協議会より生活状況等の現況確認を実施し、償還方法等についての意向確認を行います。貸付後に住所変更等があった場合には、速やかにご連絡ください。

お申込み・相談窓口

現在、お住いの市区町社会福祉協議会

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 福祉資金部

神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内

TEL 078-242-7944

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）